

北本市物品納入等競争入札参加者の資格等に関する規程

平成 25 年 1 月 4 日市長決裁

最終改正 令和 2 年 12 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 物品の製造の請負、買入れ、売払い及び借入れの契約
- (2) 北本市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 23 年規則第 17 号）第 1 条第 2 号及び第 3 号に掲げる業務以外の業務の契約

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。
- (2) 資格審査 この規程で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (6) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいう。
- (7) 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県と市町村が電子入札のた

め共同運営する電子システムをいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第3項各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

(資格審査の実施)

第4条 資格審査は、隔年度に1回の定期受付（当該年度に埼玉県で告示された受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。

2 定期受付の終了後から次の定期受付の開始までの間は、随時受付（定期受付以外で、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）を実施することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 第12条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(4) 営業に必要な登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を受けていない者（営業に関し許可等を要する場合に限る。）

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

4 資格審査は、業種ごとに実施するものとする。

(資格審査申請)

第5条 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉県電子入札共同システムを利用し、新規申請又は更新申請を市長が別に定める期間内に行わなければならない。

2 申請者は、前項に規定する申請後に、埼玉県電子入札共同システムから印刷した受付票に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（法人の場合に限る。）

(2) 身分（元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）の写し（個人事業者の場合に限る。）

(3) 許可通知書又は許可証明書の写し（営業に関し許可等を要する場合に限る。）

(4) 委任状（代理人を置く場合に限る。）

(5) 組合員名簿（中小企業等協同組合等の場合に限る。）

(6) 役員名簿（中小企業等協同組合等の場合に限る。）

(7) 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し（法人の場合に限る。）

(8) 所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がない納税証明書の写し（個人事業者の場合に限る。）

(9) 法人市民税の納税証明書の写し（市内に事業所等を有する法人の場合に限る。）

(10) 個人市民税の納税証明書の写し（市内に住所を有する個人事業者の場合に限る。）

(11) 営業経歴書

(12) 決算書類の写し（法人の場合に限る。）

(13) 所得税の確定申告書等の写し（個人事業主の場合に限る。）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、添付書類を別に定めることができる。

- 4 前2項に規定する添付書類に使用することができる漢字は、日本工業規格第1水準及び第2水準とし、これら以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 5 代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。
- 6 資格審査の申請方法及び申請期間等は、市のホームページ等に掲載するものとする。

(資格審査基準日)

第6条 資格審査基準日は、当該申請を行う申請時において直近の決算日とする。

(資格審査結果の公表)

第7条 市長は、資格審査の結果を市ホームページ等により公表するものとする。

(資格者名簿への登載)

第8条 市長は、資格審査の結果、適格であると認めた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第9条 定期受付による資格審査を受けた者に係る競争入札の参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日から起算して2年間とする。

2 随時受付による資格審査を受けた者に係る競争入札の参加資格の有効期間は、資格者名簿に登載された日からその直前に行われた定期受付による資格審査を受けた者に係る競争入札の参加資格の有効期間満了の日までとする。

(変更等の届出)

第10条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更（代理人の新設を含む。）があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムにより市長に届け出るとともに、その変更内容を証する関係書類を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地又は住所、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メール

アドレス

- (3) 法人の代表者、代表者の役職名又は氏名
 - (4) 個人事業者の役職名又は氏名
 - (5) 代理人、代理人の役職名又は氏名
 - (6) 代理人を置く事業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
 - (7) 委任事項
 - (8) 使用印鑑
 - (9) 許可等の有無、更新（営業に関し許可等を要する場合に限る。）
 - (10) 資本金
 - (11) 中小企業等協同組合及び官公需適格組合にあってはその役員又は組合員（資格者名簿に登録されている者に限る。）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムにより市長に届け出るとともに、関係書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、死亡した者の相続人又は解散した法人の清算人がこれを行うものとする。
- (1) 第4条第3項第1号に該当する者となったとき。
 - (2) 死亡（法人にあっては解散）したとき。
 - (3) 営業停止命令を受けたとき。
 - (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
 - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
 - (6) 許可等が失効したとき又は取り消されたとき。
 - (7) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生

手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

- 3 前2項の規定による届出をした者は、届出後に埼玉県電子入札共同システムから印刷した受付票に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(参加資格の承継)

第11条 相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者がその競争入札に係る参加資格を承継しようとするときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムにより市長に申請するとともに、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をした者は、申請後に埼玉県電子入札共同システムから印刷した受付票に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認めたときは当該承継を認めることができる。

(資格者名簿からの抹消)

第12条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第3項第1号、第2号又は第5号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人にあっては解散）した日から90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定により逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長が認めたとき。

(6) 資格者名簿に登載された者が資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第10条第1項又は第2項（第3号、第4号、第6号及び第7号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請又は届出の内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資格者名簿に登載されたその者の営業種目について当該資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 資格者名簿に登載されている営業種目について、許可等を受けていない者となってから新たに許可等を受けることなく90日を経過したとき。

(2) 資格者名簿に登載されている営業種目について、その営業を廃止したとき。

(3) 資格者名簿に登載されている営業種目について、当該名簿からの抹消の申出があったとき。

（資料提出等の請求）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成25年6月20日市長決裁）

この規程は、平成25年6月21日から施行する。

附 則（平成27年12月11日市長決裁）

この規程は、平成 27 年 12 月 14 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 25 日市長決裁）

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この規定の施行の日以前に、北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿に登載されたものについては、従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 22 日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 競争入札の参加資格審査に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。